

入札金額の内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正・施行に伴い、平成27年4月1日から、全ての公共工事において、内訳書の提出が義務化

入札金額の内訳書提出の目的

- 見積能力の無い不良・不適格事業者の参入排除
- 積算もせずにダンピング受注を行おうとする事業者の排除
- 談合等の不正行為の排除

石川県における内訳書の取扱い

- 内訳書が添付されていない入札書は無効とする
- 添付された内訳書の金額記入欄が全て空欄の場合、入札を無効とする

※内訳書の作成に当たっては、入札情報システムにて取得した各工事の単価抜設計書を活用ください。

なお、取得した単価抜設計書と同様の内容を含むものであれば、任意の様式でも可です。